


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄	
件名	東大和市人材育成基本方針策定委員会設置要綱について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
1. 要旨				
<p>職員の能力開発を、長期的かつ総合的な視点に基づき推進するための「東大和市人材育成基本方針（平成20年4月策定）」（以下、「基本方針」という。）を現状に即した内容に改正するため、庁内組織として東大和市人材育成基本方針策定委員会を設置するものである。</p> <p>(1) 所掌事務 基本方針の策定（改定）に関して必要な事項を調査検討し、その結果を市長に報告する。</p> <p>(2) 構成 最大16人（総務部長、議会事務局次長、企画財政部参事、総務管財課長、市民課長、子育て支援課長、福祉推進課長、環境課長、都市計画課長、学校教育課長、社会教育課長、公募職員5人以内）</p> <p>(3) 施行日 市長決済の日とする。</p> <p>(4) 影響及び効果 構成員は年度内に5回（予定）の委員会がある。策定された基本方針に基づき、次年度以降の人事、研修、職場環境づくり等の人材育成にかかる施策を実施していく。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
<p>平成20年4月 東大和市人材育成基本方針 策定</p> <p>平成25年1月 東大和市人材育成実行プラン 策定</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
<p>(1) 庁議付議後、速やかに要綱を制定したい。</p> <p>(2) 検討委員会は、5回の開催を予定している。（第1回は8月中旬頃を予定）</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。